

千議政発第 7 号  
令和 7 年 10 月 3 日

千代田町議会議長 森 雅哉 様

千代田町議会議員政治倫理審査会  
委員長 柿 沼 英 一



### 審査結果報告書

令和 7 年 7 月 16 日付けで審査請求があった件について、千代田町議会議員政治倫理要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査結果を報告します。

記

#### 1. 審査対象議員

大谷 純一 議員

#### 2. 審査請求の疑義の内容

令和 7 年 6 月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和 7 年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和 7 年 7 月 1 日頃から数日間にわたり舞木地区において数百部を配布した件。

#### 3. 審査請求の疑義の根拠

千代田町議会議員政治倫理要綱第 3 条第 1 号

#### 4. 審査の結果

##### (1) 事実の認定

畠中議員及び大谷議員から意見聴取等の結果、次の点について事実を確認した。

- ・ 大谷議員が令和 7 年 6 月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和 7 年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和 7 年 7 月 1 日頃から数日間にわたり舞木地区において約 500 部を配布した。
- ・ 当該チラシが配布された事実を確認し、畠中議員が議長に報告を行ったところ、令和 7 年 7 月 4 日に大泉町で行われた行事の後、10 名の議員とチラシ配布の件で、大谷議員

からの報告の場が設けられた。その中で大谷議員は、既にチラシを読んでいた数名の議員から、チラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした。

- ・ 令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員から、チラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求されたが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。
- ・ 令和7年7月7日に、修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実関係を確認した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、舞木地区の利根加用水沿いの住宅に追加で約20部のチラシの配布を行ったと認めた。
- ・ 大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにも関わらず、明確な回答と内容訂正等の対応を行なわないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。
- ・ 町執行部の事業の進め方について議会全員協議会等において数回説明されていたにも関わらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象付ける文章を掲載し、町民に行政に対する疑念を持たせた

#### （2）審査請求の適否について

審査に適するものと判断した。

#### （3）政治倫理基準に違反する行為の存否について

大谷議員から意見や弁明を聴取した内容及び審査会の見解は以下のとおりである。

| 番号 | 文書の標目<br>(チラシに記載の文言)       | 大谷議員の弁明  | 審査会における委員の見解   |
|----|----------------------------|--|--|
| 1  | 東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。 | 「価値が違う」とは言っていない。予算に占める割合としての比喩的表現である。90億円のうちの1億か、9兆円のうちの1億では、価値は同じでも重さが違う。前段を読めば分かる。慎重に使えと言う意味での比喩表現である。「重さ」を重量10キロと取る人は普通いない。小学生にまで分かるようにといふならそう書くべきだが、大人が読む文章なので読めば分かると思う。私の政策ビラなので、子供が読む前提で書いてはいない。 | 文節ではなく、一文をそのまま掲載した中で、「1億円の重さが違う」と事実と異なることを掲載している。予算規模に対する割合のことであるなら、誤解を与えない表現にすべき。予算規模の大小に関わらず、1億円の重さは同じであり、価値も同じである。チラシを誰が読むかはこちらで決められない。チラシに『千代田町議会議員 大谷純一』と記載するのであれば、議員として疑念を抱かせるような表現はすべきではない。 |

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 2 | 町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。                                  | 二元代表制であるから、行政に対して良いことも悪いことも言わなくてはならない。自分も元議会広報編集委員だが、「よかったです」という内容しか載せていない。漠然と、結果的には議会と議会広報編集委員会を批判している形にはなっているが、法律的に委員会と議会を批判しては悪いという文言はなく、そのような法はない。言論の自由である。   | 町民の率直な意見を掲載しているのであり、議会広報編集委員は決して良い意見を言うように強要はしていない。それにも関わらず、そのように捉えられる文章で書かれている。   |
| 3 | 議員の中には『町長の提案したことだから賛成します』。『町の事業を全力で応援します』、と一般質問でもそう言う議員がいます。 | 特定の個人を指して文書を出してはいない。令和7年第2回定例会会議録10ページに畠中議員の答弁で『事業に対しても全力で協力してまいりたいと思っておりますので』とある。『町長の提案したことだから賛成します』に関しては主觀で書いたが、資料はない。全員協議会で出た発言と思う。弁明の機会までに暇がなく調べ終わらなかつたが、今まで議員をやって来た中で、そういうニュアンスの発言をする議員もいた。発言の裏付けがなかったと言われればその通りである。   | 『町長の提案したことだから賛成します』との発言の根拠資料が示されず、存在しない議員の発言をチラシに掲載し、町民に誤った認識を抱かせる恐れがある。『町の事業を全力で応援します』は畠中議員の一般質問での発言との説明だが、前段の発言が切り取られており、本来の発言の意味とは異なっている。あたかも『議会は町長の下請けである』と言う持論を正当化するための、存在しない発言の引用、または曲解のある切り取りである。   |
| 4 | 町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。                                      | 議員定数削減の討論は6名の議員が行い、限られた紙面でも賛成反対の理由が載っていた。一般会計予算の討論は、内容が端折られており反対した理由が分からなくなつておらず、反対意見を簡素化して載せたことには疑義が残る。議会広報編集委員ではないため内情を聞ける状態ではなかつた。聞けるのだろうが聞く必要がなかつた。二元代表制だから、反対意見も議会広報紙には載せるべきで、端折って載せるのは、なるべく反対がなかつたように見せるという意図が見え隠れする。議会広報紙を出す前に、自分の広報紙を出してはいけないという暗黙の取り決めがあつた。執行部から説明がなかつた件については聞いておらず、担当課長からは聞いていない。 | 町にとって不都合な事も掲載するときがある。大河第171号では執行部からの修正要望を断つて議会広報紙は、議会広報編集委員が取材編集し、議長の責任で発行している。大河第170号8ページの一般会計予算の討論の記事は、当時の予算審査特別委員長が紙面の都合上で端折ったかもしれないが、あくまでもベースは議会事務局が作成した。広報編集の内情を聞く必要がなかつたとのことだが、議員ならなぜそのようなことになったのか、5月1日の大河発行からチラシの配布まで約2ヶ月何もしなかったのかが疑問である。 |

#### (4) 町顧問弁護士への照会結果について

本件審査請求に対する審査会としての結論を出すにあたり、委員から町顧問弁護士に確認をとるべきとの意見があったことから、所管課を通じて照会を行った結果、弁護士の見解は以下のとおりである。

#### 【照会結果】

全体的な印象からすると、今回の行為は議場外のことであり、議員の活動として許容される範囲内ではないか。審査会の判断の妥当性については判断することはできない

が、議長がとるべき措置として何ができるかを考慮する必要がある。例えば、議場での陳謝などは議長の権限ではなく、議会で動議を出す必要があるため、どのような措置がとれるかを検討する必要がある。仮に懲罰をしたとしても裁判に耐えられないのではないか。例えば、名誉棄損なので訴えられた際には、千代田町長が被告となり、裁判が進むことになる。いずれにせよ、審査会の判断および議長がとるべき適切な措置については、その先を見据えて行う必要があるのではないかと思う。

#### （5）結論

以上の結果を踏まえ、審査請求のあった町要綱第3条第1号の基準に違反する行為については、なかつたものと判断する。

### 5. 付言

審査会で出された委員からの意見を踏まえ、大谷純一議員におかれでは、広く住民に配布する議員活動報告を行う場合は、表現した内容によって誤解を与えることのないよう取り組まれることを申し添える。

### 6. 審査の経過

- ・第1回　　日時　令和7年7月31日（木）  
議事　(1) 正副委員長の互選について  
　　　(2) 会議の公開・非公開について  
　　　(3) 審査方法について  
　　　(4) 審査請求の内容について
  
- ・第2回　　日時　令和7年8月8日（金）  
議事　(1) 審査請求の内容について  
　　　(2) 審査請求の適否について  
　　　(3) 今後の会議の進め方について
  
- ・第3回　　日時　令和7年9月10日（水）  
議事　(1) 審査請求の内容について  
　　　(2) 審査請求の適否について  
　　　(3) 今後の会議の進め方について
  
- ・第4回　　日時　令和7年9月12日（金）  
議事　(1) 審査請求の内容について  
　　　(2) 審査請求の適否について

(3) 今後の会議の進め方について

- ・第5回      日時 令和7年9月17日（水）  
                 議事 (1) 審査請求者からの説明聴取について  
                 (2) 審査対象者からの意見聴取について  
                 (3) 今後の会議の進め方について
  
- ・第6回      日時 令和7年9月22日（月）  
                 議事 (1) 各委員からの意見聴取について  
                 (2) 審査結果報告書（案）について
  
- ・第7回      日時 令和7年10月2日（木）  
                 議事 (1) 町顧問弁護士への照会結果について  
                 (2) 各委員からの意見聴取について  
                 (3) 審査結果報告書（案）について

7. 審査会の構成

委員長 柿沼 英己 議員  
副委員長 金子 浩二 議員  
委員 橋本 和之 議員  
委員 酒巻 広明 議員  
委員 大澤 成樹 議員  
委員 原口 剛 議員  
委員 橋本 博之 議員  
委員 茂木 琴絵 議員